

救急自動車による
転院搬送ガイドライン

さいたま市消防局

目 次

- 1 目 的
- 2 転院搬送の基本的な考え方
- 3 転院搬送の要件
- 4 転院搬送の手順
- 5 要件を満たさない場合
- 6 転院搬送時傷病者引継書（別紙1）
- 7 転院搬送フローチャート（別紙2）
- 8 参考資料

1 目的

このガイドラインは、消防救急自動車による転院搬送の考え方や要件を示すとともに、転院搬送における患者等搬送事業者の利用を促進し、消防機関が行う転院搬送の適正化を図ることを目的としています。

2 転院搬送の基本的な考え方

- (1) 転院搬送とは、医療機関で初療以降の傷病者を緊急に他の医療機関へ搬送することをいいます。この転院搬送は、基本的に医療機関の責任において実施されるものであり、救急自動車による転院搬送の場合には、医師又は看護師の同乗が必要です。
- (2) 市内医療機関への転院搬送を原則とします。
- (3) 傷病者の急変時は、指定された搬送先医療機関以外の医療機関へ搬送する場合があります。
- (4) 緊急性のない転院搬送については、基本的に患者等搬送事業者等を利用してください。

3 転院搬送の要件

- (1) 処置が困難で、他の医療機関での治療が緊急に必要な場合。
- (2) 専門科目や特殊科目の治療が緊急に必要な場合。
- (3) 手術等が必要な場合、或いは臓器移植に基づく臓器搬送・ドナー搬送など、緊急性がある場合。
- (4) その他、医師が「緊急に搬送する必要がある」と判断する場合。

4 転院搬送の手順

- (1) 搬送先医療機関は、あらかじめ転院搬送依頼元医療機関で受入れを確保してください。
- (2) 医師又は看護師が医療機関の診療体制等で調整がつかず、やむを得ず救急自動車に同乗できない場合は、「**転院搬送時傷病者引継書**」(別紙1)に必要事項を記入し、救急自動車が到着しましたら、医師が傷病者の継続医療処置の内容について、直接救急隊に伝えるとともに、「**転院搬送時傷病者引継書**」を速やかに手渡してください。

※ 救急隊は限られた救急処置しか行うことができませんので、搬送中の傷病者の容態急変に対応するため、医師又は看護師が同乗し患者の医療の継続と容態管理をお願いします。

※ 医師の要請による長距離転院搬送等については、消防局と別途個別に協議し判断します。

5 要件を満たさない場合

医療機関所有の救急自動車、患者等搬送事業者又はタクシーをご利用ください。

なお、さいたま市消防局では「民間による患者等搬送事業に対する指導及び認定に関する要綱」を制定し、患者等搬送事業者が遵守すべき事項として「患者等搬送事業指導基準」を規定しているとともに、認定に必要な事務手続き、患者等搬送乗務員適任証の交付及びこれに必要な講習、認定後の事業者の責務を定めています。当該要綱によりさいたま市消防局の認定を受け運用している患者等搬送事業者は別紙（民間による患者等搬送事業者）のとおりとなりますので、ご活用をお願いします。

6 転院搬送時傷病者引継書

別紙 1

- ※ 「転院搬送時傷病者引継書」については、別紙 1 をコピーするか、さいたま市ホームページ「【医療機関向け】転院搬送時傷病者引継書ダウンロード」<https://www.city.saitama.jp/001/011/014/011/001/p085893.html> から印刷して作成してください。

7 転院搬送フローチャート

別紙 2

附則

このガイドラインは、平成21年1月1日から運用する。

附則

このガイドラインは、令和4年4月1日から運用する。

年 月 日

転院搬送時傷病者引継書

転院搬送依頼元医療機関

(緊急時の連絡先: TEL -)

転院搬送依頼元医療機関医師氏名

搬送先 医療機関名	担当科 担当医師名	TEL - -
傷病者氏名等	住所	TEL - -
	フリガナ 氏名	男・女：生年月日 年 月 日 (歳)
転院搬送理由 (傷病名等)		
バイタルサイン	院内 時 分	<p>● 傷病者になされている医療処置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気管挿管・輸液・輸血・カテーテル留置 ・気管切開・酸素吸入 ()・保育器 ・固定・止血・被覆・冷却 ・その他 () <p>● 救急隊へ依頼する処置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保温・心電図モニター・酸素 () ・その他 () <p>※ 該当項目をチェックしてください。</p>
意識	JCS -	
呼吸	回/分	
脈拍	回/分	
血圧	/ mmHg	
体温	℃	
S P O ₂	%	
その他		

【注意事項】

転院搬送依頼元医療機関の皆様へ

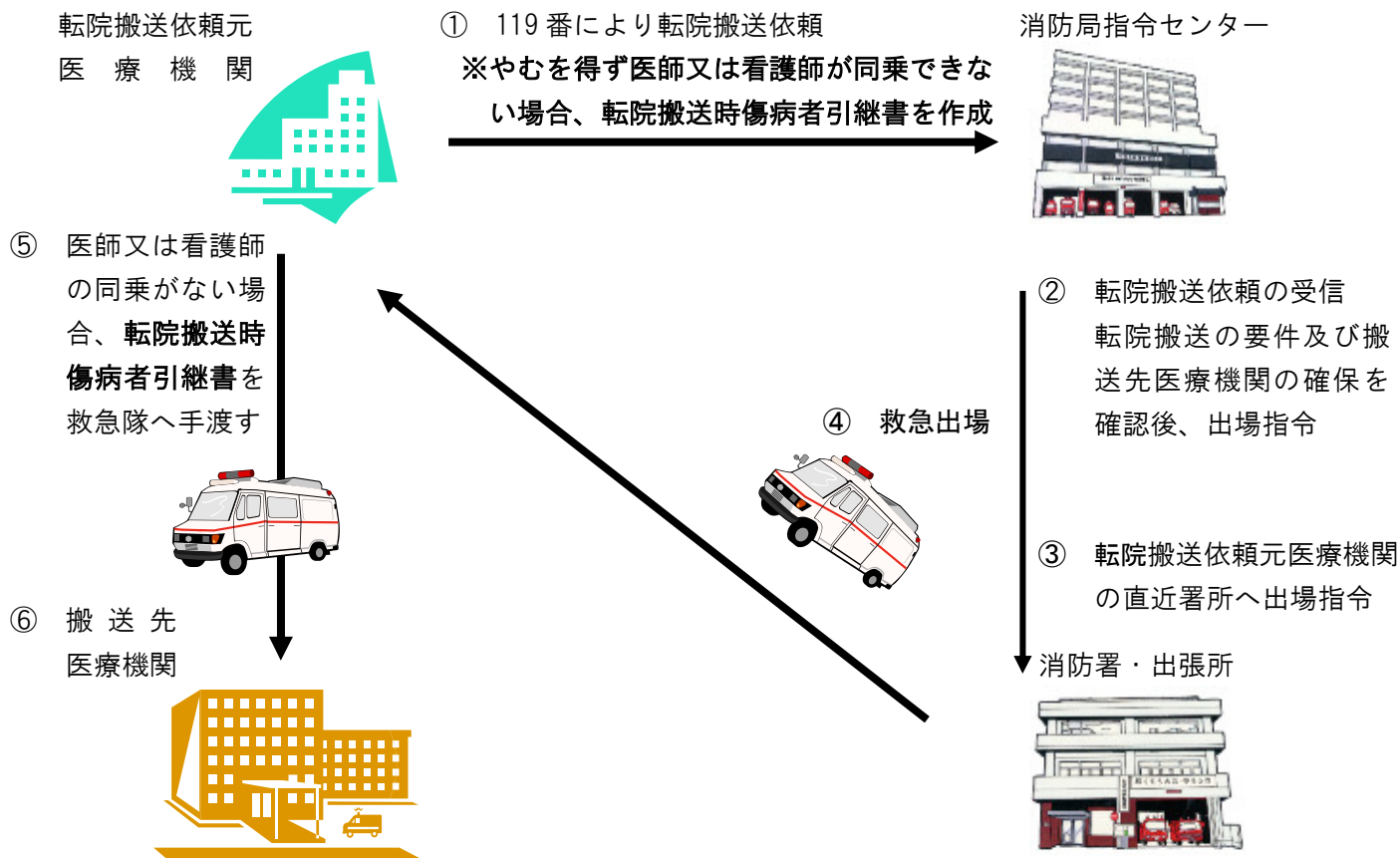
- 本引継書は、転院搬送時に医師又は看護師がやむをえない理由で救急自動車に同乗できない場合に、必ず作成してください。
- 転院搬送依頼元の医師は、上記必要事項を記載後、救急隊へ本引継書を直接手渡し、継続医療処置などについて引き継いでください。
- 転院搬送中における傷病者の容態管理責任は、転院搬送依頼元医療機関にあります。
- 市内医療機関への転院搬送を原則とします。
- 本引継書の写しが必要な場合、転院搬送依頼元医療機関にて写しもしくは控えを作成してください。

消防の救急自動車を利用した転院搬送は、下記の4つの要件が全て該当していなければなりません。

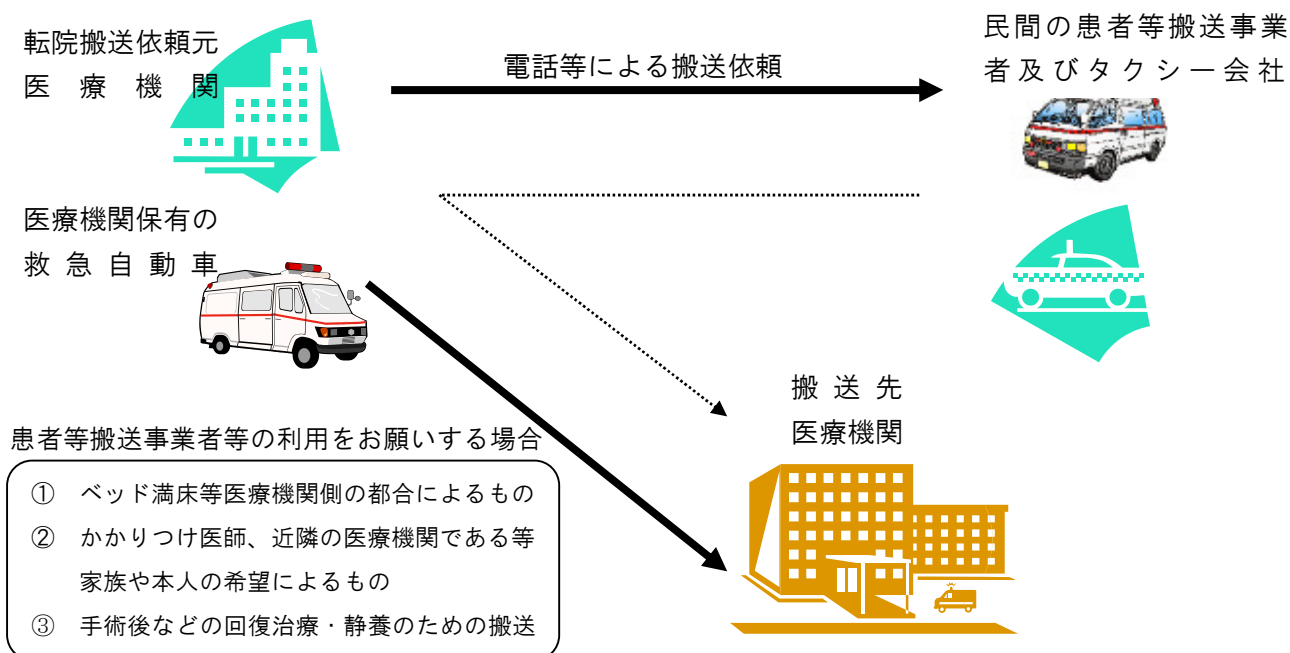
- ① 転院搬送依頼元医療機関の医師の判断（要請）によります。
- ② 処置が困難又は専門科目・特殊科目の治療、手術、検査が必要である場合。
- ③ 緊急に他の医療機関での治療が必要である場合。
- ④ 迅速に搬送する適当な手段がない場合。

転院搬送フローチャート

1 消防救急自動車を使用する場合



2 患者等搬送事業者等を使用する場合



**さいたま市消防局認定
民間による患者等搬送事業者(有料)**

参考資料

救急業務の用件を満たさない転院搬送の要請については、患者等搬送事業者又はタクシーをご利用ください。

さいたま市消防局では、次の患者等搬送事業所を認定しています。(認定順)

事業者名	所在地	電話番号
アルファ交通(株)	見沼区大字深作 944-1	0120-119-924
(株)さいたま福祉サービス	岩槻区南平野 3-1-4	0120-294-323
山手ケアサービス(株)	南区大谷口 1460-2	0120-652-802
厚生福祉自動車(有)ハロー介護	南区文蔵 3-27-5	0120-560-300
(有)大和ハッピー・ケア・サービス	中央区下落合 4-23-17	048-853-2655
介護タクシープライド	見沼区新堤 65-4	090-2440-3216
ハーモニカタクシー	中央区上落合 7-6-38	048-852-1233
ケアサポート彩玉	浦和区常盤 6-13-3	090-1806-7392
ケア移送サービスつきまる	大宮区堀の内町 1-292	048-627-3390 0120-922-856
ナイチンゲールさいたま	南区太田窪 2415-10	080-4612-4151
介護タクシー花みずき	岩槻区加倉 4-31-3	080-5984-1450
あさひ介護センター ※現在休業中	北区土呂町 2-16-11	080-7506-5660 048-780-2475
はるこう介護タクシー	南区文蔵 4-24-3	080-3096-8751
(株)スカイハート	岩槻区加倉 4-14-1	090-1695-0367
介護タクシーももたく	岩槻区平林寺 767-1	080-3550-0219
ケア移送サービスオアシス	桜区町谷 3-14-2-101	0120-52-7755
合同会社 Rabbitle うさかめケアタクシー	桜区西堀 10-9-24	070-1076-0048
株式会社 平和観光	桜区大字五関 335-1	0120-400-302
介護タクシー レアルキャブ	北区東大成町 2-410	0120-64-1004
介護タクシー さくらリムジン	浦和区大東 3-2-10	090-3801-4856
介護タクシーライフ	西区大字指扇 2407-122	048-878-8828

※料金等については、各事業所のホームページ、または、電話にて直接お問い合わせください。